

事業名	小児医療対策費			調査番号	52
細事業名	小児慢性特定疾病生活用具給付事業費	財務コード	090104		
担当部課室	福祉保健 部 健康増進 課 母子保健・難病 担当 (内線)			3523	

事業の概要

実施期間	始期 H18 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(市町村)		
目的	だれ(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	治療が長期間にわたる在宅の小児慢性特定疾病児童等	市町村が日常生活用具を給付する事業に対して補助することにより、小児慢性特定疾病児の生活の質が向上している	児童の健全な育成と患者家族の負担の軽減
内容	治療が長期間にわたる在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、市町村が日常生活用具を給付する事業に対して補助する。 補助先:市町村 補助率:市1/2(国1/2)、町村3/4(国1/2、県1/4)		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

区分	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
活動指標	事業実施対象者数(人)	5	10	16	11	10	10	10
	実績(見込)	5	4	6	4	4	10	
	達成率	100.0	40.0	37.5	36.4	40.0		
	達成区分	b	c	d	d	c		
成果指標	目標							
	実績(見込)							
	達成率							
	達成区分							
決算(予算) 単位:千円		0	30	119	103	85	315	423

事業の評価(平成27年度の業績評価)

活動指標	b	評価	目標(予算時の見込み件数)と実績を基にすると達成率が低い値になるが、事業の性質上件数を増加させるのではなく、申請のあった対象児童に適正に補助をすることが重要である。
成果指標	b		給付を受けた児童は日常生活の質的向上が図られており、意図した成果を上げている。

- ・「活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。
- ・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

見直しの必要性(平成29年度に向けた改善等の考え方)

関係与の必要性	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い	<input type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる	<input type="checkbox"/> 必要性が低い
	説明	<input checked="" type="checkbox"/> 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される <input type="checkbox"/> 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input checked="" type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている <input checked="" type="checkbox"/> 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 <input type="checkbox"/> その他()		
有効性(成果向上)	判定	<input type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能	<input checked="" type="checkbox"/> 成果向上が可能	<input type="checkbox"/> 成果向上は余り望めない
	説明	小児慢性特定疾病児童の日常生活の質的向上が図られる。		
見直しの余地	判定	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある	<input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明	<input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある <input type="checkbox"/> その他()		
その他	説明	平成27年の児童福祉法の改正により、小児慢性特定疾病の対象疾病が拡大された。これにより、本事業の対象児童も増加し、今後も制度の活用が見込まれる。 自立支援法など他法の日常生活用具給付事業では障害の固定や年齢の制限があるため、利用したい児童の多くが活用できる制度がない。よって対象児童への支援のために本事業は現行のとおり継続する必要がある。		
見直しの必要性	無			

見直しの方向(平成29年度当初予算等での対応状況)

現行どおり	説明	
-------	----	--

- ・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。